

文星芸術大学附属中学校

運動部活動の活動方針 平成31年4月策定

学校の教育目標

【学校教育目標】

「三敬精神（自己を敬え 他人を敬え 仕事を敬え）」を基盤とし、心身ともに健康で、人間性豊かな日本人の育成を目指すとともに、「ライオン主義」に則り、学習や生活において常に自主的・自律的に行動する人間の育成を目指す。

【学校教育目標と運動部活動との関連】

本校の基盤である三敬精神を体得・実践するために、生徒が運動、スポーツを主体的に楽しむことで、運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。

【部活動の教育的意義】

運動部活動は、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標達成の為に、計画的に実施する。

運動部活動の基本方針

【学校の運動部活動に係る活動方針】

1. 適切な運営のための体制整備

① 活動方針等の公表

ア 校長は、活動方針及び活動計画を公表する。

② 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒の安全確保、指導内容の充実、顧問の業務の適正化を図る観点から、円滑に運動部活動の運営ができるよう、運動部活動の数の調整を図る。

イ 校長は、各運動部の年間・毎月の活動計画、及び活動実績の確認等により、状況の把握に努める。

ウ 近隣の学校間における連携を充実させ、指導に関する情報等の共有を図る。

2. 運動部活動における安全管理の徹底

① 生徒の健康管理の把握

- ア 生徒自身が日頃から自己の健康管理について関心や意識を持ち適度な休養と栄養の補給に留意させる。
- イ 体調不良の生徒には、その旨を申しでるよう指導し、適切に処理する。

② 個人の能力に応じた指導

- ア 運動部活動においては、指導者が生徒の判断力・技能を適切に把握し、これに応じた指導を行うことで、事故防止につなげる。
- イ 激しい身体活動を伴う競技を実施する場合、指導者が生徒の健康状態や・技能・体力等を把握し、疲労が見られたり、技能が未熟だったりする場合には、練習への参加や試合への参加を見合わせるなど、生徒の安全に配慮する。
- ウ 相手と激しく接触したり、衝突することが多い競技では、相手と技能・体力等に差があると危険が増大すると考えられることから、相手チームや選手の実力にも注意を払う。

③ 練習環境の整備

- ア 使用する設備・器具・用具については定期的に点検し必要に応じて補修を行う。また、生徒が使用する前には、設備、器具、用具の正しい使用方法と内在する危険性について理解させ、事故が起きないように注意して使用するよう指導する。

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

① 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」(H25.5)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき、計画的に休養日を設定することが必要であること、また、過度の練習は、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- ウ 運動部顧問は、文書等をとおして、活動目標、指導方針、試合等、具体的な活動内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。

② 運動部活動用指導手引の活用

ア 運動部顧問は、栃木県教育委員会が配付する運動部活動指導の手引きを活用して3. ①に基づく指導を行う。

③ 熱中症事故の防止

ア 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、運動部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等、柔軟な対応を検討する。

イ 校長は、高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合や活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況を含む）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

④ 感染症への対応

ア 校長は、各運動部活動部員にインフルエンザ等の感染症が発生した場合、その流行の防止に努めるとともに、インフルエンザ様疾患発生時の学級閉鎖の基準に準じて、活動の制限、中止等の措置をとる。

4. 適切な休業日の設定

① 活動日および休養日

ア 火曜日から金曜日を基本的な活動日とする。また、土曜日と日曜日は顧問の判断による。

イ 休養日は月曜日。土曜日、日曜日においてはどちらかを休養日に設定し、週2日の休養日を設けるようにする。

② 活動時間

ア 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日（土・日・祝日・振替休業日及び長期休業中）は3時間程度とする。ただし、大会及び練習試合等は除く。活動終了時刻は、以下とする。

・3月から10月は18:00

・11月から2月は17:30

③ 長期休業中

- ア 長期休業中における休養日の設定は、4. ①に準じた扱いを行う。
- イ 夏期特別期間中のお盆の時期や冬期特別活動期間中の年末年始の時期等では、各部活動の活動状況に応じて、オフシーズンを設けるようにする。

④ 定期考査期間

- ア 定期考査等の実施の一週間前から試験終了までを休養日として設定する。ただし、定期考査の直前後に大会や試合が含まれる場合は、学校判断で活動を許可する場合もある。(中体連の大会に限る)

5. 事故への対応

① 事故発生時の対応

- ア 校長及び運動部顧問は、事故が発生した場合は、生徒の安全を最優先させるとともに、事故の事実関係を正しく把握し、保護者へ丁寧に状況を伝える。また、事故や負傷の発生時に、当該生徒の救護や応急措置を優先して行うことができるよう、救急体制を整備しておく。

② 自然災害時の対応

- ア 自然災害への対応については、学校での活動中は、学校の対応マニュアルに則って対応する。なお、大会においては、大会規定によるものとする。

③ 保険の対応

- ア 保険については、運動部活動中の生徒の災害（負傷、疾病、傷害等）については、「学校管理下」に該当するため、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用される。しかし、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度以外の保険加入について、個人または部活動単位で責任保険等に加入することを推奨する。

6. 文化部活動について

- ア 文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、本活動方針に準じた取扱いをする。

7. その他

- ア 活動方針は、国や県、市などの動きを注視し、必要に応じて見直しを図る。
- イ 部活動への参加は強制ではない。